

基準緩和通所サービス(通所型サービスA)
サービス提供に関する
【重要事項説明書】

イル総社

＜令和 7年 4月 1日 現在＞

大惣株式会社

基準緩和通所サービス（通所サービスA）サービス（以下、「介護予防通所介護」という。）について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。
わからないこと、分かりにくいくらいあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「総社市指定介護予防・生活支援サービス事業の指定等に関する要綱」の規定に基づき、介護予防通所介護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 介護予防通所介護サービスを提供する事業者（法人）について

名称	大惣株式会社			
法人種別	営利法人			
法人所在地	岡山県総社市真壁 181-1			
法人連絡先	T E L	0866-93-7211	F A X	0866-93-4117
代表者職・氏名	代表取締役 坪井 祥隆			
法人の沿革	平成48年10月 法人設立 平成25年5月 事業開始			

2. サービス提供を実施する事業所について

（1）事業所の所在地等

事業所名	イル総社
介護保険指定事業者番号	3370801072
事業者所在地	〒719-1131 岡山県総社市中央1丁目7-111
電話／F A X	0866-90-1198 / 0866-90-1197
送迎を実施する地域	総社市

（2）事業の目的及び運営の方針

事業の目的	大惣株式会社が開設するイル総社が行う介護予防通所介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従業者が、要支援状態又は事業対象者にある高齢者に対し、適正な介護予防通所介護を提供することを目的とします。
運営の方針	1 事業所の介護予防通所介護の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。 2 介護予防通所介護事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。 3 事業所は、自らその提供する介護予防通所介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
休日	日曜日 1月1日
営業時間	8:30～17:30

(4) サービス提供可能な日時と定員

サービス提供日	火曜日・木曜日
サービス提供時間	①9:25～12:00 ②14:00～16:35
利用定員	10名

(5) 事業所の職員体制

管理者氏名：加藤 明子

職	職務内容	人員数
管理者	従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行い、その他業務の管理を行います。お客様の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防通所介護計画を作成し、説明を行い、同意を得た上で交付します。介護予防通所介護の実施状況の把握及び介護予防通所介護計画の変更を行います。	常勤名
介護職員	介護予防通所介護計画に基づき、そのお客様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、機能訓練を行います。	常勤名 非常勤名
送迎専従者	介護予防通所介護計画に基づき、そのお客様が可能なかぎりその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、安全に送迎いたします。	常勤名 非常勤名

※兼務含む

3. 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービス内容について

種類	内容
日常生活上の世話	日常生活動作能力に応じて、必要な支援を行う。
機能訓練	利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身活性を図るための各種サービスを提供する ア 日常生活動作に関する訓練 イ 体操 ウ 筋力向上練習
送迎	利用者の居住区域ごとの送迎コースを設定し、車両送迎を行う
相談、助言に関すること	利用者及びその家族の日常生活における介助等に関する相談及び助言を行う
その他	利用者に対する便宜の提供

注) 1 実施期間終了後に、介護予防支援事業者によるケアマネジメントの結果、サービス提供の継続が必要であると判断される場合は、引き続きサービスを受けることが出来ます。

(2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（保険を適用する場合）について

利用料金は介護負担割合証に記載されている割合に従って自治体より給付されます。

サービス提供区分	お客様負担額			算定回数等
	1割	2割	3割	
事業対象者・要支援1	333円	666円	999円	1回につき
要支援2	336円	672円	10084円	1回につき

*利用回数に関して事業対象者・要支援1は週1回、要支援2は週2回までとする。

※ 月平均のお客様の数が当事業所の定員を上回った場合及び介護予防通所介護従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月（又は翌々月）の利用料及び利用者負担額は70/100となります。

※ 送迎を行なわない場合、片道につき47円を減算します。

・加算等

加算名称	利用者負担額			算定回数等
	1割	2割	3割	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の8.0%を加算			1月につき

※所定単位数・・・基本報酬に各種加算・減算を加えた総単位数

注) 利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合、上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護予防サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

・その他の費用について

介護予防通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

4. 介護予防通所介護従業者の禁止行為

通所介護従業者はサービス提供にあたって、次の行為は行いません。

- ①医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ②お客様又は、ご家族様からの金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③お客様又は、ご家族様からの金銭、物品、飲食の授受
- ④身体的拘束その他お客様の行動を制限する行為（お客様又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。）
- ⑤その他お客様又はご家族様に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

5. 利用料、利用者負担額（保険を適用する場合）

その他の費用の請求及び支払い方法について

①ご利用料金その他の費用の請求方法等	利用料利用者負担額及びその他の費用の額は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までにお客様宛にお渡し又は郵送いたします。
②お支払い方法	サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 27 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 ア) お客様指定口座からの自動振替 イ) 事業者指定口座への振込み ウ) 現金支払い お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しいたしますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにも関わらず、支払い期日から 1 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 10 日以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 要支援・事業対象者認定を受けていない場合は、お客様の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要支援・事業対象者認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 30 日前はなされるよう、必要な援助を行います。
- (3) お客様に係る介護予防支援事業所が作成する「介護予防サービス計画（ケアプラン）」に基づき、お客様及び家族の意向を踏まえて、「介護予防通所介護計画」を作成します。なお、作成した「介護

「予防通所介護計画」は、お客様又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。

(4) サービス提供は「介護予防通所介護計画」に基づいて行います。なお、「介護予防通所介護計画」は、お客様当の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することが出来ます。

(5) 介護予防通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供に当たっては、お客様の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

7. 虐待の防止について

事業者は、お客様当の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

(2) 成年後見制度の利用を支援いたします。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 介護相談員を受けいれます。

(6) サービス提供中に、当該事業所又は養護者(現に養護している家族・親戚・同居人等)による虐待を受けたと思われるお客様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者	管理者 : 加藤 明子
-------------	-------------

8. 身体拘束について

事業者は、原則としてお客様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、お客様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、お客様に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様についての記録を行います。

緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、お客様本人または他人の生命身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
非代替性	身体拘束以外に、お客様本人または他人の生命身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
一時性	お客様本人または他人の生命身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9. 緊急時の対応について

サービス提供中に、お客様に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとおもに、お客様が予め指定する連絡先にも連絡します。

10. 秘密の保持と個人情報の保護について

お客様及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、お客様の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>事業者及び事業者の使用するもの（以下「従業者」という。）は、サービスを提供する上で知り得たお客様及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>事業者は、従業者に、業務上知り得たお客様又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
個人情報の保護について	<p>事業者は、お客様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、お客様の個人情報を用いません。また、お客様の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でお客様の家族の個人情報を用いません。</p> <p>事業者は、お客様及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものその他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>事業者が管理する情報については、お客様の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は、お客様の負担となります。）</p>

11. 事故発生時の対応方法について

【損害賠償責任】

- 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、契約者側に故意又は過失が認められる場合には、契約書の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

【損害賠償がなされない場合】

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ、以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、契約締結の際に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上保険株式会社
保険名	居宅介護事業者賠償責任保険
補償の概要	対人・対物・管理財物賠償保障その他事業者が法律上の賠償責任を負った場合の補償

1 2. 心身の状況の把握

介護予防通所介護の提供にあたっては、介護予防支援事業者が開催するサービス担当者介護等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 3. 介護予防支援事業者等との連携

- (1) 介護予防通所介護の提供にあたり、介護予防支援事業者及び保険医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「介護予防通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で介護予防支援事業者に速やかに交付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに介護予防支援事業者に送付します。

1 4. サービス提供の記録

- (1) 指定介護予防通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から 5 年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1 5. 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

1 6. 衛生管理等

- (1) 介護予防通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 通所介護事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- (3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

17. サービス提供の関する相談、苦情について

<苦情処理の体制、手順>

- (1) お客様またはご家族様からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- (2) 苦情や相談があった場合、苦情相談担当者はしっかりとお話しを聞き、場合によってはご自宅へ伺うなど、状況の把握や事実確認に努めます。
- (3) 苦情相談担当者（応対者）は速やかに管理者に状況等の報告を行い、お客様またはご家族様の立場に立った適切な対処方法を検討します。
- (4) 検討内容については適宜連絡いたします。また、最終的な対処方法などは必ずお客様又はご家族様へ報告します。
- (5) 苦情または相談内容については真摯に受け止め、個人情報の取り扱いに十分配慮した上で、再発防止策や今後のサービス向上のための取り組みを従業者全員で検討します。

相談・苦情申し立て窓口

事業者	イル総社		
	管理者 : 加藤 明子		
所在地	〒719-1131 岡山県総社市中央1丁目7-111		
TEL	0866-90-1198	FAX	0866-90-1197
受付時間	月～土曜日（ただし、元旦除く） 8：30～17：30		

保険者（市町村等の介護保険担当部局）	総社市長寿介護課		
所在地	〒719-1131 岡山県総社市中央1丁目1-1		
TEL	0866-92-8369	FAX	0866-92-8373
受付時間	8：30～17：15（土日祝および年末年始を除く月曜日～金曜日）		

岡山県国民健康保険団体連合会			
所在地	〒700-8568 岡山県岡山市北区桑田町17番5号		
TEL	086-223-9101	FAX	086-223-9105
受付時間	9：00～17：00（土日祝日および年末年始を除く月曜日から金曜日）		

第3者評価

実施の有無	実施機関	実施日	講評の有無
なし			

18. 重要事項の説明年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-----------------

上記内容について、「総社市指定介護予防・生活支援サービス事業の指定等に関する要綱」の規定に基づき、お客様に説明を行いました。

事業者	法人所在地	岡山県総社市真壁181-1
	法人名	大惣株式会社
	代表者名	代表取締役 坪井 祥隆
	事業所名	イル総社
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	
家族	住所	
	氏名	続柄

又は

代理人 (成年後見人等)	住所	
	氏名	続柄等